

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成22年9月29日
【事業年度】	第36期（自平成21年7月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社インサイト
【英訳名】	INSIGHT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 浅井 一
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北四条西三丁目1番地
【電話番号】	011 - 233 - 2221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 工藤 禎
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北四条西三丁目1番地
【電話番号】	011 - 233 - 2221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 工藤 禎
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第32期 平成18年6月	第33期 平成19年6月	第34期 平成20年6月	第35期 平成21年6月	第36期 平成22年6月
売上高 (千円)	1,256,774	1,442,964	1,613,978	1,519,380	1,583,289
経常利益 (千円)	91,843	83,074	80,075	54,086	40,714
当期純利益 (千円)	51,428	48,757	43,089	29,609	21,870
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	90,000	135,500	135,500	135,500
発行済株式総数 (株)	300,000	420,000	520,000	520,000	520,000
純資産額 (千円)	133,931	236,191	361,243	376,245	387,462
総資産額 (千円)	445,186	506,087	637,147	582,256	651,313
1株当たり純資産額 (円)	446.44	562.36	694.70	723.55	745.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	20 (-)	20 (-)	25 (-)	20 (-)	20 (-)
1株当たり当期純利益金 額 (円)	437.56	131.77	94.42	56.94	42.06
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	-	94.34	-	-
自己資本比率 (%)	30.1	46.7	56.7	64.6	59.5
自己資本利益率 (%)	52.0	26.3	14.4	8.0	5.7
株価収益率 (倍)	-	-	5.38	7.11	9.18
配当性向 (%)	4.6	15.2	26.5	35.1	47.6
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	99,015	18,761	31,587	5,096	38,492
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	20,065	3	228,159	9,942	1,035
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	5,880	14,339	78,612	13,113	11,509
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	185,221	218,325	100,365	102,290	130,309
従業員数 (人)	20	28	28	30	34

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 当社株式は、証券会員制法人札幌証券取引所の承認を得て、平成20年2月20日にアンビシャス市場に上場をいたしました。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第32期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第33期については、ストックオプションによる潜在株式がありますが、非上場であるため期中平均株価が把握できないため、第35期及び第36期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、期首期末平均純資産額に基づいて算出しております。なお、第32期の期首純資産額は63,716千円であります。
7. 株価収益率については、第33期までは非上場であるため記載しておりません。
8. 第34期の1株当たり配当額には、上場記念配当5円を含んでおります。
9. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役を含んでおりません。

## 2【沿革】

年月	事項
昭和50年6月	広告印刷物の制作を目的として、札幌市に株式会社大利企画設立、資本金1,000千円。
昭和54年6月	株式会社ダイリに商号変更し資本金を4,000千円に増資。
昭和58年11月	資本金を10,000千円に増資。
昭和62年5月	商号を大利広告株式会社に変更し、制作業から広告代理業へ転換。
平成2年11月	現社長浅井一が代表取締役就任。
平成12年12月	社団法人北海道広告業協会に加盟。
平成16年9月	青森市に青森オフィス開設。
平成18年5月	資本金を30,000千円に増資。
平成18年7月	商号を株式会社インサイトに変更。
平成18年11月	資本金を90,000千円に増資。
平成18年12月	個人情報管理システムの審査を受けプライバシーマークの付与認定を取得。
平成20年2月	資本金を135,500千円に増資、札幌証券取引所アンビシャス市場に上場。
平成20年9月	東京都に東京オフィス開設。

### 3【事業の内容】

当社は、事業領域を、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する広告宣伝（プロモーション）を企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「プロモーションパートナー業」と定め、主に住宅不動産業、流通小売業、及びアミューズメント業のクライアント企業を対象とした、広告戦略及び販促計画の立案、並びに新聞折込チラシ、マスメディア広告、販促物等の企画及び制作を行っております。

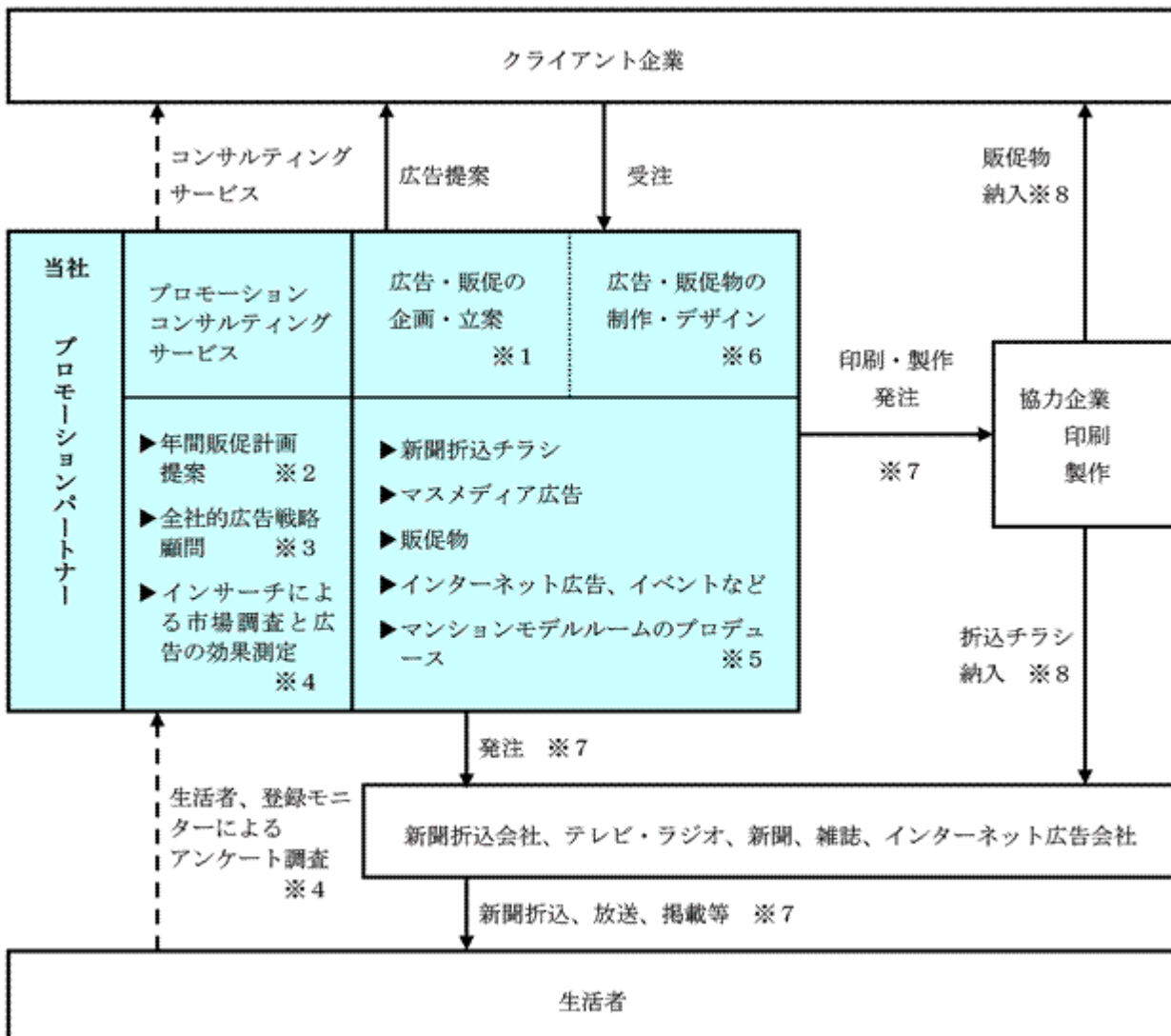
また、当社独自の市場調査及び広告効果測定のためにインターネットサイト「インサーチ（INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>）」を運営し、クライアント企業の要望に応えるべく生活者の声を反映した広告宣伝を企画しております。

当社は、プロモーションパートナー業として単一事業を営んでおります。品目別の内容は以下のとおりであります。

品目	内容
新聞折込チラシ	新聞折込チラシの企画制作、折込チラシの製作、新聞折込の手配
マスメディア広告	テレビ・ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作、放送及び掲載の手配
販促物	カタログやPOP等の印刷物、プロモーション映像、ダイレクトメール、看板等の企画制作及び製作
その他	インターネット広告、集客イベント等の企画制作及び運営

#### [事業系統図]

事業系統図は次のとおりであります。



- 1 当社は、特定の広告手法や広告媒体に特化することなく、クライアント企業各社それぞれの集客戦略及び販売戦略を実現するために最適な広告宣伝を企画立案して、そのために最適な広告手法及び広告媒体を提案、受注しております。
- 2 当社は、流通小売業等のクライアント企業に対して年間販促計画を立案し提案しております。これはクライアント企業の販売戦略に基づく商品構成、販促形態を立案して、販促予算との対応から、具体的な実施計画としての年間販促計画や集客イベント及び広告手法と広告媒体などを総合的に提案するものです。
- 3 当社は、クライアント企業からの要請を受け、広告顧問としてクライアント企業の広告宣伝への助言をしております。これはクライアント企業の広告宣伝全般についてのプロジェクトアドバイザーを委嘱されて、全社的な広告宣伝戦略の立案に参加し意見を述べ、また日常的な広告宣伝の実施内容についても定期的にモニタリングして意見を述べるものです。
- 4 当社は、インターネット上に当社独自のマーケティング調査サイト「インサーチ (INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>)」を運営しており、クライアント企業の個々の案件ごとに、ターゲットである生活者の意識調査及び当社の制作した広告の効果測定を実施しております。これらの市場調査及び広告の効果測定結果を分析して、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略に最適な広告宣伝を企画立案し提案しております。
- 5 当社は、マンション販売におけるモデルルームをプロデュースしております。これはクライアント企業と販売戦略を協議してモデルルームの訴求コンセプトを策定し、そのコンセプトを具現化する内装、家具及び照明の選定など具体的なビジュアル表現を提案するものです。提案が受入れられた場合は、設計施工会社と共同でモデルルームを設置します。
- 6 当社は、社内に制作部門を有し、広告のデザイン制作を専門に行うデザイナー及び広告の文案制作を専門に行うコピーライターが、個々の案件ごとにクライアント企業の要望に基づいた、当社オリジナルなデザイン及びコピーを制作しております。
- 7 新聞折込、放送、掲載等は媒体社に発注しております。一部のデザイン制作について、協力企業に外注しております。協力企業のデザイン品質を、当社において社内制作と同様に監督し、品質管理しております。
- 8 折込チラシ印刷、販促物の印刷や製作は全て協力企業に外注しております。

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
34	35.7	4.7	4,203,303

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役及び臨時雇用者(パートタイマー等)は含まれておりません。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、新興国の経済成長や政府の経済対策の効果などにより、輸出や生産面に回復の動きがみられたほか、企業収益にも持ち直しの動きが広がり始めたものの、雇用・所得環境には未だに改善の動きがみられず、デフレなど景気を下押しするリスクも残っているなど、自律回復には至らない状況が続きました。

一方、北海道経済におきましても、各種の経済対策の効果などにより個人消費、住宅投資などに下げ止まり、増加基調の動きが出るなど、低水準ながら全国同様、持ち直しの動きもみられるようになりましたが、民間設備投資や来道観光客数などは低調に推移したほか、雇用・所得環境もなお改善の動きがみられないなど、引き続き厳しい状況が続きました。

広告業界においては、総広告費の減少が継続し、マスメディア4媒体の広告費には回復の傾向がみられない状態が続いております。新聞折込チラシやインターネット広告等、マスメディア4媒体以外の広告費は、一部に持ち直しの兆しがみられるものの、クライアント企業においては全業種にわたり引き続き広告販促費の見直し及び削減の傾向が強まり、広告販促の受注競争は一段と激しく、厳しい環境が継続しております。

このような環境の中、当社におきましては、既存クライアント企業からの受注増加並びに新規クライアント企業の獲得に努め、また販売費及び一般管理費は発生経費を最小限度にとどめるよう抑制し、収益確保に取り組んでまいりました。

当社はプロモーションパートナー業として単一事業を営んでおり、その品目別の売上高は次のとおりであります。新聞折込チラシの売上高は916,216千円（前期比 9.7%減）となりました。また、マスメディア4媒体の売上高は238,957千円（同 21.3%増）となりました。販促物の売上高は402,740千円（同 45.4%増）、その他品目の売上高は25,375千円（同 16.9%減）となりました。

売上高は増加に転じ、また売上総利益率も21.4%（前期実績18.8%）と上昇したものの、営業利益率は2.3%（同 2.7%）と前期実績を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,583,289千円（前期比 4.2%増）となりましたが、制作部門及び営業部門の強化に伴う人件費の増加により、営業利益は37,017千円（同 10.0%減）、経常利益は40,714千円（同 24.7%減）、当期純利益は21,870千円（同 26.1%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益を40,714千円（前年同期比 24.0%減）計上し、法人税等の支払いによる支出が19,969千円（同 41.4%減）、並びに配当金の支払いによる支出が10,329千円（同 19.1%減）あった結果、前事業年度末に比べ28,018千円増加（前年同期は1,924千円増加）し、当事業年度末には130,309千円（前年同期比 27.4%増）となりました。

また当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動の結果得られた資金は38,492千円（前年同期比 655.3%増）となりました。その主な要因は、税引前当期純利益を40,714千円計上したこと、並びに売上債権増加による支出58,015千円及び仕入債務増加による収入37,205千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、投資活動の結果得られた資金は1,035千円（前年同期比 89.6%減）となりました。その主な要因は、定期預金の払戻と預入との差額による収入110,000千円と、資金貸付100,000千円の支出や敷金及び保証金3,731千円の支出等によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、財務活動の結果使用した資金は11,509千円（前年同期比 12.2%減）となりました。その主な要因は、配当金の支払いによる支出10,329千円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、集客戦略及び販売戦略のための広告宣伝を企画・制作する「プロモーションパートナー業」を事業とするサービス業であり、提供するサービスの性格上、その内容、構造、形式等が一律ではなく、生産実績の記載に適さないため、記載を省略しております。

### (2) 受注状況

生産実績と同様の理由により記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	前年同期比(%)
新聞折込チラシ (千円)	916,216	9.7
マスメディア4媒体 (千円)	238,957	21.3
販促物 (千円)	402,740	45.4
その他 (千円)	25,375	16.9
合計(千円)	1,583,289	4.2

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)		当事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社カネマツ	697,573	45.9	638,566	40.3
マックスバリュ北海道株式会社	174,406	11.5	-	-
株式会社パーラー太陽	-	-	182,396	11.5

当事業年度における総販売実績に占めるマックスバリュ北海道株式会社の割合は10%未満であるため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。



### 3【対処すべき課題】

#### (1) 現状の認識について

国際的な金融危機による世界的な景気後退の結果、生産活動や企業収益の低下による設備投資の抑制、雇用・所得環境の悪化などから、広告業界は、全業種における広告費削減傾向が強まり、マスメディア4媒体が大きく減少するなど平成20年の総広告費が5年ぶりに減少に転じ、さらに平成21年も減少して全業種にわたり広告費の急激な減少が継続する状況となりました。そのなかで、広告主であるクライアント企業は従前に増して広告宣伝の効果を求める傾向が強まっています。当社が今後も継続して発展拡大していくためには、マーケティング提案力を強化しクライアント企業の集客戦略及び販売戦略の実現に有効な広告宣伝を企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「プロモーションパートナー業」として、より一層効果的な提案を継続することにより、競合他社と自社を差別化することが最も重要であると認識しております。

一方、広告媒体の変化としては、広告の直接的な効果が求められる傾向から、テレビ・新聞掲載等のマスメディア広告分野が大幅に減少し、折込チラシ・DMなどのセールスプロモーション分野は微減なもの、インターネット広告関連分野が引き続き増加し、フリーペーパーや携帯電話等を媒体とする分野が増加しています。当社を含め広告業界全体として今後この変化がさらに顕著になるものと考えられ、大規模な広告に加えて、よりターゲットを絞り込んだ、よりキメ細かな広告伝達が求められている状況であります。当社が競合他社と差別化するためには、特定の広告手段に特化することなく、クライアント企業の要望に適した、より効果のある広告内容及び広告方法を提案する能力を高めていくことが必須であると認識しております。

#### (2) 当面の対処すべき課題の内容

##### 広告宣伝の企画・立案力の強化

クライアント企業の要望に基づき、より絞り込んだターゲット層に対して訴求するメッセージを明確にするとともに、多様化した広告媒体から最適な方法と手段を選択して、より具体的により効果のある広告宣伝を提案する能力を高める必要があります。

##### 新規顧客の獲得

当社の広告業は、経済全体の好不況もさることながら、当社に発注していただくクライアント企業個々の業績に大きく影響されます。また、事業の性格から顕著な参入障壁がなく、さらにクライアント企業は重要な障害なく発注先を変更可能です。当社が継続的に発展拡大するためには、常に新規クライアント企業の獲得を可能にする能力を高める必要があります。この場合の「新規クライアント企業」とは、既に競合他社と取引がある企業が既存の取引先から当社に変更することを意味しております。

##### 人材の確保・育成

当社の広告業は、製品や店舗によって差別化されるものではなく、クライアント企業との打合せとそれに基づく提案内容によって差別化を図るという特徴があります。このことから、他業種と比較して、営業部門及び制作部門の社員一人ひとりの能力がより一層重要であります。社員一人ひとりの能力をいかに高め、いかに引き出すかが当社の取組むべき最も重要な課題のひとつであります。

#### (3) 対処方針

##### 独自の企画と提案

広告業の性格上、広告宣伝に使用する広告媒体については他社と共通であり、使用する広告媒体による差別化は困難です。したがって、競合他社にできない当社独自の企画と提案により競合差別化を図ることが必要です。そのため、クライアント企業の要望に応えて、当社だけが提供できる情報を当社提案内容に付加する能力を強化する方針です。

##### 独自のデザイン、コピー

当社の強みは、自社内の制作部門による当社独自のデザインとコピーの訴求力にあります。とくに住宅不動産分野における新築分譲マンションの販売広告において当社のビジュアル表現には高い評価を得ております。この住宅不動産分野におけるビジュアル表現力をより一層高めるとともに、他の分野においても、新規顧客開拓のために、当社のビジュアル表現力をより有効に積極的に活用する方針です。

#### 全社員の能力向上

社員一人ひとりの能力を高めるために、全社員を対象にして公正で効果的な人事制度を整備強化するとともに、比較的経験の浅い若年社員の教育訓練を重点的に実施する方針です。あわせて、即戦力となる経験者を中堅社員として積極的に中途採用する方針です。

#### (4) 具体的な取り組み状況

##### インサーチ (INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>) の運営

当社は、当社独自の市場調査及び広告効果測定インターネットサイト「インサーチ (INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>)」を運営し、クライアント企業の要望に応えるべく生活者の声を反映した広告宣伝を企画しております。この「インサーチ」のマーケティング調査をより一層充実したものとし、当社独自の企画提案に活用することにより、一層の競合差別化を図る所存です。

##### 企画・制作部門の増強

当社の強みである社内企画・制作部門の増強を進めており、即戦力となる中堅レベルの経験者を中途採用し増員しております。また、当社独自の企画力並びにデザイン・コピーの品質を高めるために、Webデザイン並びにグラフィックデザインにおいて、社外のフリーデザインディレクターと顧問契約を締結して、Web・グラフィックデザイン及びコピーの制作指導・品質確認、及び社員の育成を委託し補完しております。

##### 当社独自の目標管理制度と教育訓練

当社独自の人事評価制度を導入し目標管理制度を実施しております。これは、社員一人ひとりについて、きめ細かく半年間の各種目標を設定し評価するとともに、毎月その目標に対しての当月の計画・実績及び来月の計画を上司と本人が話すものであります。当社の小規模組織運営においては、階層別集合教育等よりも個人別OJTが小規模組織運営の強みを活かすことになると考えております。社員個人一人ひとりの成長について、毎月具体的に本人と上司が話し合い、指導及び助言を実施しております。

また、年間を通して教育研修計画を作成し、一人ひとりの社員が広告業界の変動に対応する能力を高めるべく、広告業界において著名なフリーコンサルタントに通年の講師を委嘱して社員の教育訓練を実施しております。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当事業展開上のリスク要因となる可能性の主な事項を記載しております。また、必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中における将来に係る事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### 広告業に関するリスクについて

###### 1) 市場環境の変動について

当社のクライアントである広告主としての各企業は、経済動向や企業業績に応じて広告費を調整する傾向があるため、当社を含む広告業界の会社の業績は、国内の景気動向全般に大きく影響を受ける傾向にあります。そのため、多業種のクライアント企業を獲得することで景気動向の影響を軽減するようしておりますが、国内経済の低迷が長期化した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社は地域密着型の広告会社として、各種業種のクライアント企業に対するプロモーション活動を展開しておりますが、特定の地域における消費動向が著しく低迷した場合や、異常気象及び大規模な震災等によりこれらの地域における経済情勢が悪化した場合には、当社のクライアント企業の業績が悪化し、当社の財政状態及び経営成績に直接的な影響を受ける可能性があります。

###### 2) クライアント企業の業種について

当社は地域に密着した事業展開をおこなっており、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション（以下「SP」という）の売上割合が高いことから、当社のクライアント企業の業種別構成は、SPの主要顧客層である流通小売業、住宅不動産業及びパチンコホール業が比較的高い割合となっております。

当社は、クライアント企業の業界全体の動向変動や、特定クライアント企業の広告費変動による影響を軽減するために、多業種にわたる顧客基盤の構築及び新規取引先の開拓等を図っておりますが、当社のこれらの対応が不十分な場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 3) 企画提案力と広告会社間の競合について

当社の事業である広告事業は、特定の技術や商品に依存しない企画提案型のサービス業であることから、特定の技術や商品の陳腐化という問題はありますが、一般的な広告主は、広告会社の企画力、取引上の信頼性及び価格等を総合的に考慮して取引先の選定を行います。当社は、社内にクリエイティブと呼ばれる企画制作部門を有して当社独自の企画並びに広告表現を提案することを強みとしており、企画提案力の強化及び地域広告会社として地場企業の特性を生かした営業活動により、クライアント企業の満足度を高め、競争力の維持及び強化を図っております。

当社は、地元の有力広告会社及び大手広告会社の地方拠点と競合状態にあり、顧客獲得競争が激化する傾向にあります。将来、顧客獲得をめぐる競合が一層激しくなり、当社の企画提案力が相対的に低下して、地域市場シェアを確保できなくなった場合、あるいは競争激化により広告費の受託金額が著しく低下した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 4) 広告媒体間の競合激化による影響について

当社の特長は、特定の広告媒体（メディア）に特化することなく、クリエイティブ型広告会社として常にクライアント企業の販促プロモーションに最適な企画をおこない、プロモーションパートナーとして都度最適な広告媒体を選択して提案していることでもあります。そのため、広告業界においてメディアパイニング型と呼ばれている、特定の広告媒体を事前に仕入れて販売することはおこなっておりません。したがって、特定の広告媒体の動向による増減が直接的に当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性は、メディアパイニング型広告会社のように高くはありません。

また、当社は地域密着型の広告を得意としており、当事業年度において、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション（以下「SP」という）の売上高が全体の83.3%を占め、テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌のマスメディア4媒体の売上高は全体の15.1%、インターネット広告の売上高は1.6%となっております。

広告市場全体としては、近年、インターネット等新たなメディアを使用する広告が拡大し、マスメディア4媒体が減少傾向、SPは微減傾向となっております。当社の認識としては、地域限定性のないインターネット広告等は、既存の広告手段とりわけ地域特定の広告手段であるSPと相互に補完的な関係にあり、広告市場の拡大に貢献するものであると位置付けております。当社は、インターネット広告等の新たなメディアと、SP並びにマスメディア4媒体の既存メディアとを効果的に使い分け、新旧メディアの相乗効果による最適プロモーションの企画提案による事業拡大に取り組んでおりますが、今後、社会情勢や環境の変化等により、新旧メディアがどのように広告市場全体を構成していくかは、予想困難であります。新たなメディアが既存メディアを代替して既存メディアによる広告需要が著しく低下した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5) 媒体社との取引について

当社の売上高を、広告媒体料金である媒体売上高（注）と、広告物や販促物を企画・作成する制作売上高（注）とに分類しますと、当事業年度において、折込、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体売上高が46.6%を占めております。当社は必要なすべての媒体社と良好な取引関係を継続しており、また、クライアント企業に最適な企画提案と都度最適な広告媒体を選択提案していることから、特定の広告媒体や媒体社に特化または依存をしていないため、特定の媒体社との取引関係が変化することによって直接的に当社の財政状態及び経営成績が著しい影響を受けることはありません。

しかしながら、何らかの事情で複数の媒体社との取引解除や取引条件の悪化などが生じた場合でかつ、当社がそれらの変化に的確に対応できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）当社を含め広告会社の売上高は、新聞折込やマスメディア4媒体等の広告媒体料金である媒体売上高と、チラシやDM等の広告物や販促物を作成する制作売上高とで構成されます。前記4)の当社売上高構成比率は、この二つの売上高の合計によるものです。

## 6) 広告業界における取引慣行について

当社はクライアント企業からの受注に基づき媒体社との広告取引並びに協力会社と外注取引をおこないますが、広告業界の取引慣行として、広告会社は広告主の代理人としてではなく、自己の責任で媒体社及び協力会社との取引をおこなうことが慣行となっております。そのため、広告主の倒産等により広告料金を回収できない場合には、広告会社は媒体社及び協力会社に対して、広告媒体料金及び外注費等の支払債務を負担することになります。

また、クライアント企業から広告内容の変更等について柔軟で機動的な対処が求められることから、広告業界では契約書を締結しないことが一般的な慣行となっております。継続的な取引関係が成立している広告主との間であっても、基本契約及び個別契約を締結しないことが一般的であります。このため、取引内容、条件について誤解及び疑義が生じ、不測の事故または紛争が生じる可能性を内包しております。

当社では、当該不測の事態の発生を可能な限り軽減するべく、個別契約書に代わるものとしてクライアント企業から広告申込書（発注書）を入手することにより、取引上のトラブルを未然に防止する体制としておりますが、上記のような取引慣行が続き文書による取引がなされないことから、すべての広告申込書（発注書）を入手できない場合があります。また、基本契約の締結が極めて困難なことから、取引条件等の明示的かつ継続的な確認が書面化されておられません。その結果、不測の事故または紛争が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 7) 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社の販売先のうち、当事業年度における上位2社である株式会社カネマツ及び株式会社パーラー太陽に対する売上はそれぞれ下記のとおりであり、その合計は前事業年度において売上高の45.9%、当事業年度において51.9%を占めております。

相手先	前事業年度 (平成21年6月期)		当事業年度 (平成22年6月期)	
	金額	割合	金額	割合
株式会社カネマツ	697,573千円	45.9%	638,566千円	40.3%
株式会社パーラー太陽	-	-	182,396千円	11.5%
合計	697,573千円	45.9%	820,963千円	51.9%

上記企業とは、継続的かつ安定した良好な取引関係にあり、今後更に取引の維持拡大に努める方針であります。

一方、特定の取引先への依存度を低減させるべく、他の既存取引先への売上拡大及び新規取引先への売上獲得に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの事情で上記企業との取引が大幅に減少し、かつ、他の既存取引先の売上拡大及び新規取引先への売上獲得が順調に進まない場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、株式会社カネマツは、当社株式10,000株（発行済株式の1.92%）を所有しております。同社との取引条件の内容、及び取引条件の決定方法は、他の取引先と同様であり適正価格で取引をおこなっております。

## 8) 法的規制等について

当社の事業である広告業には、不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法等による一般的行政規制や著作権法、商標法、不正競争防止法等の制限があるほか、広告主の業界によって様々な法的規制及び自主規制が設けられております。業界に関連する法的規制としては、薬事法、宅地建物取引業法、旅行業法、割賦販売法、特定商取引法等による規制があり、広告の内容制限や表示義務等が定められております。また、業界ごとの自主規制としては、事業者団体が公正取引委員会の認定を受けて設定している公正競争規約、パチンコホール業界の広告自主規制、広告主や広告団体が定める広告倫理要綱、並びに媒体社の団体や各媒体社が独自に設定している、媒体掲載・考査基準があります。

当社はこれらの法的規制、各種規約及び基準、並びに自主規制等の遵守について、広告制作物等による当社のプロモーションサービスの重要性を認識し、社内規定で定めた手順及びチェック表による確認を徹底する体制を確立し、また必要に応じて外部専門機関への問合せ確認を徹底しており、これまでに問題や懸念が生じたことはありません。しかし、これらの法的規制や自主規制等の強化、新設等により、広告の内容、規模、回数または手法等が制限され、クライアント企業の広告活動を抑制する事態が発生した場合、または広告制作物が著作権法等に抵触する懸念が発生し、損害賠償請求、使用差し止め請求等の訴えを起こされた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の事業である広告業そのものには業法規制はないものの、事業者として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法などの法的規制を受けております。当社はこれらの法的規制についても遵守を徹底しておりますが、各種法令の変化に対して当社が適切に対応できなかった場合には、当社の信用の低下により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

その他

## 1) 当社システムについて

当社は、マーケティングリサーチサイト「インサーチ (INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>)」のサイト保守及びデータの保存管理を外部に委託しております。当該委託先は当社以外に多数の企業に対し同様のサービスを実施しているシステム会社であり、情報セキュリティ等の管理体制を含め十分に安心安全を確保しておりますが、万一システムダウンやシステムトラブル等の発生やデータ喪失などの不測の事態が発生した場合には、当社の信用の低下により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2) 情報等の取扱いについて

当社の業務の性質上クライアント企業の営業機密を扱うことがあるとともに、クライアント企業からプロモーション活動の委託を受け、委託業務遂行の一部としてクライアント企業から個人情報を一時的に預かることがあります。また、当社は、各種アンケート調査・マーケティング調査により個人情報を収集し管理しております。

当社は、これらの情報の適正な管理が当社の重要な責務であるとの認識に基づき、その取扱いには細心の注意を払うとともに、情報の取扱いについての社内規程の整備、定期的な従業員教育の実施、情報取扱い状況の内部監査、コンピュータシステムのセキュリティ強化、全従業員からの機密保持誓約書受領、並びに外注先との情報保守義務に関する合意書締結など、情報管理には万全を期した体制を構築しております。また、当社は「プライバシーマーク」を取得しており、個人情報の管理は、個人情報保護マニュアルに則って十分な注意を払い適切な取扱いをするとともに、漏洩や不正アクセスを防止する対策を講じております。

これまでに情報の漏洩による問題や事故は発生しておりませんが、何らかの事情によりこれらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 3) 人材の確保及び育成について

当社はプロモーションパートナー業としての強みである企画提案力による競争優位性、並びにそれに基づく成長性の持続的確保は、社員一人ひとりの意欲と能力に基づいていることから社員の満足を重要な経営理念の一つと考えており、公正な評価と処遇及び労務環境の整備に努め、更なる品質及びサービスの向上に努めております。また、市場環境の変化に対応した教育訓練、研修等による人材育成と能力の向上を図るとともに、中途採用により即戦力となる優秀な人材の確保を進めております。

しかしながら、何らかの事情により優秀な人材の退職による流出や、中途採用による人材確保が困難な状態によって、当社の人材育成及び確保に支障が生じた場合には、当社の強みである競争力が低下し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4) 訴訟等について

当社に関連する訴訟、紛争は一切生じておりません。また、当社の事業内容、及び当社が法令等遵守を徹底している事実から、今後も当社に関連する訴訟、紛争の可能性は極めて低いものと考えております。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争等が発生した場合において、当社が的確に対応できなかった場合には、クライアント企業をはじめ社会的な信頼低下や、損害賠償支払等により当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 当事業年度の経営成績についての分析

既存クライアント企業からの受注増加並びに新規クライアント企業の獲得に努め、また販売費及び一般管理費は発生経費を最小限度にとどめるよう抑制し、収益確保に取組んでまいりました。当事業年度の概要は下記のとおりです。

#### (売上高、売上総利益)

当事業年度の売上高は、クライアント企業の広告費削減の影響を受けましたが既存クライアント企業からの受注増加、並びに新規顧客獲得により1,583,289千円（前期比 4.2%増）となりました。品目別の売上高では、新聞折込チラシは916,216千円（同 9.7%減）、マスメディア4媒体は238,957千円（同 21.3%増）、販促物は402,740千円（同 45.4%増）、その他品目は25,375千円（同 16.9%減）となりました。

また、売上総利益は338,835千円（同 18.5%増）となり、売上総利益率は、前事業年度の18.8%から2.6ポイント上昇し21.4%となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,583,289千円（前年同期比 4.2%増）となりましたが、制作部門及び営業部門の強化に伴う人件費の増加により、営業利益は37,017千円（同 10.0%減）、経常利益は40,714千円（同 24.7%減）、当期純利益は21,870千円（同 26.1%減）となりました。

#### (販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、人員増強のため人件費が増加した結果、301,818千円（同 23.3%増）となりました。営業利益は、37,017千円（同 10.0%減）となり、売上高営業利益率は、前事業年度の2.7%から0.4ポイント減少し2.3%となりました。

#### (営業外損益)

当事業年度の営業外収益は、受取利息2,387千円その他を計上した結果、3,972千円（同 69.9%減）となりました。前事業年度において保険解約返戻金10,816千円の計上があったことから大幅に減少したものです。営業外費用は、リース会計に伴う支払利息177千円その他を計上し274千円（同 8.4%増）となりました。

#### (経常利益)

当事業年度の経常利益は、40,714千円（同 24.7%減）となり、売上高経常利益率は、前事業年度の3.6%から1.0ポイント減少し2.6%となりました。

#### (特別損益)

当事業年度は特別利益、特別損失ともに計上がありません。

#### (当期純利益)

当事業年度の当期純利益は、21,870千円（同 26.1%減）となりました。売上高当期純利益率は、前事業年度の2.0%から0.6ポイント減少し1.4%となりました。

### (3) 財政状態についての分析

当社は回収サイトの長い売上債権がないこと、並びに広告業の特徴として重要な設備投資等の発生がないことから、当社の財政においては、利益剰余金及び資本金の増加が現金及び預金の増加となっております。この状態は、平成23年6月期以降においても継続するものと考えております。当事業年度の概要は下記のとおりです。

当事業年度末の資産は、総資産が前事業年度末に比べ69,056千円増加し651,313千円となりました。主な増加要因は、売掛金及び受取手形の増加であります。その内訳は下記のとおりです。

#### (流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ34,772千円減少し494,824千円となり、その主な要因は、長期の資金貸付を100,000千円実施したことによる現金及び預金の減少と、売掛金及び受取手形の増加等によるものであります。

#### (固定資産)

当事業年度における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ103,829千円増加し156,488千円となり、その主な要因は、資金貸付の実施により長期貸付金に100,000千円を計上したことによるものであります。

#### (流動負債)

当事業年度における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ60,668千円増加し263,851千円となり、その主な要因は、買掛金及び支払手形の増加等によるものであります。

#### (固定負債)

リース会計に伴うリース債務を流動負債に計上したことから、固定負債は前事業年度末に比べて2,828千円減少し、当事業年度における残高はありません。

#### (純資産)

当事業年度における純資産の残高は、前事業年度末に比べ11,216千円増加し387,462千円となりました。その主な要因は、当期純利益21,870千円の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

### (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

前記「(3) 財政状態についての分析」に記載しましたように、当社は回収サイトの長い売上債権がないこと、並びに広告業の特徴として重要な設備投資等の発生がないことから、当社の財政においては、利益剰余金及び資本金の増加が現金及び預金の増加となる状況です。したがって、当社の今後のキャッシュ・フローについての方針は以下のとおりです。

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

継続的に利益を計上することにより得られたキャッシュ・フローは、積極的かつ効率的に営業活動に活用して、さらなる成長を達成すると事業循環的成長を基本方針としております。この基本的な循環的成長に加え、営業利益から得られるキャッシュ・フローだけでは困難な、より将来的な成長基盤を確立するための人材確保や業務提携等など、戦略的な運転資金の使途を計画しております。また、当社の本業から生み出した営業活動によるキャッシュ・フローにより株主還元である配当金の源泉としたい考えであります。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当社の事業活動においては、設備投資や研究開発投資などの重要な固定資産投資はなく、重要な要素がないことから、一時的な余剰資金を定期預金等に預け入れる等の保全された運用を行う他には投資活動によるキャッシュ・フローは大きくなく、また大きな変化も予定しておりません。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

有価証券報告書提出日現在、有利子負債の残高はなく、また有利子負債の借入れ実行の予定はありません。将来的には、金利情勢の変化等を考慮して、有利子負債借入れの可能性を検討することがあると考えております。

株主還元については、財政状態及び経営成績の推移を見据えた上で、経営体質の強化のための内部留保と成果配分を勘案しながら、利益額に応じて安定した配当を継続して実施することとしております。

当事業年度の概要については、前記「第2 事業の状況 1.業績等の概要(2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 . 事業等のリスク」において記載しております内容が、当社の経営成績に重要な影響を与える要因です。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。当社は35年を超える歴史のなかで、様々なリスク要因に遭遇し、都度それを克服して今日の企業文化を形成してまいりました。今後とも、新しい時代の変化に対応するとともに、経営成績に重要な影響を与えるリスク発生の回避及び発生した場合に備えた対応を続けてまいります。

詳細については「第2 事業の状況 4 . 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、更なる継続的な成長を実現するために、平成20年6月期から平成22年6月期までの3期において経営体制の整備増強を図り、制作部門及び営業部門の強化を進めました。今後も引き続きスタッフの増強を進める予定です。このことから、売上高は継続的に拡大していく計画ですが、平成20年6月期実績および平成21年6月期実績、ならびに平成22年6月期実績において、一時的に社内発生原価と販売費及び一般管理費の対売上高比率が上昇し、営業利益率の実績が若干減少しております。平成24年6月期以降においては、営業利益率は上昇に転ずる計画です。

「トータルプロモーションパートナーの位置付け」としてのクライアント企業を増やす。

「トータルプロモーションパートナーの位置付け」とは、単発の案件ごとの受注ではなく、全社的または年間の広告宣伝や販促計画に関与し、クライアント企業の営業部門や販促部門と共同で計画を作成して、その結果として個々の案件の当社受注が導かれるとの意味です。当社を、そのような「トータルプロモーションパートナー」と位置付けをしていただくクライアント企業を、1社ずつ確実に増やしていくべく営業活動を展開します。

既存顧客からの受注を拡大する。

既存クライアント企業の顧客満足度をより一層高めることにより、当社に対する評価をより高め、さらに集客戦略や販促戦略に有効で新規性のある当社独自の企画提案をして、クライアント企業の業績向上に寄与するとともに当社への受注を拡大するべく営業活動を展開します。

新規顧客の獲得、並びに首都圏事業基盤の確立。

当社の強みを活かした魅力ある企画提案による差別化により、新規顧客の獲得に注力します。また、東京オフィスの営業力強化により首都圏ビジネス展開の基盤を確立し事業規模の拡大を図ります。

以上の重点戦略を実現する具体的な実施状況については、「第2 事業の状況 3 . 対処すべき課題(4) 具体的な取り組み状況」をご参照ください。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、プロモーションパートナー業として、クライアント企業から信頼され頼りにされる販促のパートナーとなること、高品質のプロモーション情報を発信して消費者の役に立つこと、当社の業績拡大により株主、従業員、取引先などのステークホルダーに貢献することを、当社の存在意義と認識しております。

当社のプロモーションパートナー業は、特定の商品や技術に依存することのない企画提案型のサービス業です。そのため、当社の継続的成長のために最も重要な要素は、企画提案力の継続的強化であり、そのためには社員一人ひとりの意識と能力の継続的な強化向上であると考えております。

一方、企画提案型のサービス業の特徴は、受注時点ではサービスの実態は未実現であり、受注後に開始するプロモーションの準備と実施を通じて企画提案の内容を実現していくことにあります。したがって、受注競争時点において重要な要素は、企画提案自体の品質に加えてクライアント企業からの信用と信頼であります。

以上から、当社の継続的成長を可能にするためには、当社の社会的信用を高めるとともに、優秀な人材の育成と確保が必要不可欠であるとの問題意識をもっております。

社会全体の傾向は二極分化が一層顕著となり、広告業界においても大手の寡占化並びに競争激化が進んでおります。また、インターネットに代表される新しい広告手段が急速に拡大しています。しかし、そのような二極分化、大手寡占化、インターネット広告などの状況変化のなかでも、当社が得意とする地域特定の広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション(SP)に対する広告需要には大きな変化は見られず、この傾向は継続するものと考えられます。当社は、地域密着型クリエイティブ会社である当社の強みを活かし続けるとともに、インターネット広告関連分野などの新しい分野に積極的に挑戦してまいります。当社の社会的信用と、企業規模に相応しい経営管理体制並びに内部統制体制を継続的に充実強化していくことによって、当社独自の存在意義を高め続け、継続的な成長を可能とする方針です。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社の設備投資について、広告宣伝業においては事業を遂行するにあたり設備を必要としないことから、特記すべき事項はありません。当事業年度における設備投資には、特記すべきものはありません。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (札幌市中央区)	本社事務所	8,290	63	8,008	2,745	19,107	31
青森オフィス (青森県青森市)	青森事務所	-	-	85	-	85	2
東京オフィス (東京都中央区)	東京事務所	-	-	-	-	-	1

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社、青森オフィス及び東京オフィスの建物は賃借しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備は次のとおりであります。

名称	数量 (台)	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
事務用機器	1	5年	625	1,406

#### 3【設備の新設、除却等の計画】(平成22年6月30日現在)

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000
計	1,200,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年9月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	520,000	520,000	札幌証券取引所 アンビシャス	単元株式数100株
計	520,000	520,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成22年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)2.	13,200	13,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,200	13,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	500
新株予約権の行使期間	平成20年11月16日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	同左

第2回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成22年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成22年8月31日）
新株予約権の数（個）	9,000	9,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000	9,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	500
新株予約権の行使期間	平成20年11月16日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）3 .	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .	同左

第3回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成22年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成22年8月31日）
新株予約権の数（個）	15,000	15,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000	15,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	500
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日から 平成25年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）3 .	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .	同左

（注） 1 . 新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。かかる調整は、調整時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合には、当社は、吸収合併の条件、株式無償割当の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、必要と認める株式数の調整を行うものとする。

新株予約権発行後、当社がその普通株式につき株式分割（無償割当てを含む）または株式併合を行う場合は、次の算式により出資価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後出資価額} = \text{調整前出資価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額を募集株式の払込金額として当社普通株式を発行した場合は会社の保有する普通株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の場合を除く。）には、次の算式により出資価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数とする。

$$\text{調整後出資価額} = \text{調整前出資価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分する株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分する株式数}}$$

上記の他、当社は本新株予約権発行後に、本新株予約権の調整後出資価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、出資価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、出資価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。

2. の新株予約権の数は、発行当初は次のとおりでしたが新株予約権者の退職により4,500個減少しております。

第1回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議） 17,700個

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。

本新株予約権を行使する以前に当社または当社グループ（将来の当社グループを含む）の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実が該当した時

新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実が該当した時

新株予約権者が、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をした場合・・・当該事実が該当した時  
前号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社が決定できるものとする。

4. 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿った再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約書、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年5月30日 (注)1.	40,000	60,000	20,000	30,000	-	-
平成18年6月30日 (注)2.	240,000	300,000	-	30,000	-	-
平成18年11月29日 (注)3.	120,000	420,000	60,000	90,000	-	-
平成20年2月19日 (注)4.	100,000	520,000	45,500	135,500	45,500	45,500

(注) 1. 有償株主割当

同日付で、株主に対してその所有株式1株につき新株式2株の割合をもって割当て、40,000株の新株式を発行したことによるものであります。

発行価格 500円

資本組入額 500円

2. 株式分割

同日付で、平成18年6月29日最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式を1株につき5株の割合をもって分割したことによるものであります。

3. 有償第三者割当

同日付で、120,000株の新株式を発行したことによるものであります。

発行価格 500円

資本組入額 500円

主な割当先：株式会社パートナーズ、株式会社北海道銀行

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

同日付で、新規公開時における公募により100,000株の新株式を発行したことによるものであります。

発行価格 1,000円

引受価額 910円

資本金組入額 455円

払込金総額 91,000千円

(6) 【所有者別状況】

平成22年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	4	19	-	-	368	393	
所有株式数(単元)	-	240	82	876	-	-	4,002	5,200	-
所有株式数の割合(%)	-	4.62	1.58	16.85	-	-	76.95	100.00	

(7)【大株主の状況】

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割 合(%)
浅井 一	札幌市東区	201,000	38.65
本間 広則	札幌市北区	45,000	8.65
浅井 亮介	札幌市東区	30,000	5.76
浅井 昇平	札幌市東区	30,000	5.76
株式会社パートナーズ	札幌市東区伏古7条3丁目1-28	16,200	3.11
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	14,000	2.69
ホープハウジングローン株式会社	札幌市中央区南4条西15丁目3番地5	13,300	2.55
中部印刷株式会社	静岡県浜松市南区東若林町1516番地2	12,000	2.30
株式会社カネマツ	神戸市中央区明石町32	10,000	1.92
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目11番地	10,000	1.92
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区永田町2丁目13-5	10,000	1.92
浜谷 貴子	札幌市北区	10,000	1.92
森岡 幸人	札幌市中央区	10,000	1.92
計		411,500	79.13

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 520,000	5,200	単元株式数100株
単元未満株式			
発行済株式総数	520,000		
総株主の議決権		5,200	

【自己株式等】

該当事項はありません。

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法により、当社取締役、監査役及び従業員に対して付与することを、平成18年11月15日開催の臨時株主総会において決議されたものであります。

第1回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数（注）	従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。なお、決議日時点の付与対象者は従業員13名であります。

第2回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。



### 3【配当政策】

配当政策の基本方針につきましては、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当による剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めており、今後中間配当の実施を検討する予定です。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、普通配当1株当たり20円を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は47.6%となりました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業展開に充当し、将来的には収益を通じて株主に還元していきたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年9月28日 定時株主総会決議	10,400	20

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月
最高(円)	-	-	771	550	470
最低(円)	-	-	500	226	301

(注) 最高・最低株価は札幌証券取引所アンビシャスにおけるものであります。

なお、平成20年2月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月	平成22年4月	平成22年5月	平成22年6月
最高(円)	400	380	358	400	470	440
最低(円)	306	330	340	352	410	370

(注) 最高・最低株価は札幌証券取引所アンビシャスにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役		浅井 一	昭和33年12月18日生	昭和55年1月 当社入社 昭和55年8月 取締役就任 平成元年8月 常務取締役就任 平成2年11月 代表取締役就任(現任)	(注)3.	201,000
取締役		本間 広則 (注)1.	昭和31年12月17日生	昭和60年7月 当社入社 平成元年7月 営業部長 平成2年11月 取締役就任(現任)	(注)3.	45,000
取締役	A P 1 部 部長	中島 雅人	昭和44年6月4日生	平成2年4月 当社入社 平成8年7月 営業部長 平成13年8月 取締役就任 平成18年6月 取締役A P 1 部部長就任(現任)	(注)3.	2,000
取締役	管理部長	工藤 禎	昭和29年5月20日生	平成8年12月 株式会社ダイナックス入社 平成15年8月 同社購買部長 平成17年10月 当社入社 平成18年6月 取締役管理部長就任(現任)	(注)3.	6,000
取締役	A P 2 部 部長	横濱 敦	昭和34年7月8日生	昭和63年8月 株式会社創芸入社 平成15年4月 同社営業部副部長 平成18年1月 当社入社 平成18年6月 取締役A P 2 部部長就任(現任)	(注)3.	4,000
常勤監査役		中村 博文	昭和17年8月1日生	昭和42年4月 株式会社北海道相互銀行(現株式 会社札幌銀行)入行 平成11年2月 財団法人北海道科学技術総合振興 センター出向 平成14年8月 株式会社札幌銀行定年退職 平成14年8月 財団法人北海道科学技術総合振興 センター総務部次長就任 平成18年3月 財団法人北海道科学技術総合振興 センター定年退職 平成18年11月 当社監査役就任(現任)	(注)4.	
監査役		菅井 朗 (注)2.	昭和36年7月28日生	平成7年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法 人)入所 平成12年7月 公認会計士菅井朗事務所開設 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4.	
監査役		森岡 幸人 (注)2.	昭和33年9月25日生	昭和57年4月 株式会社レイク入社 昭和63年10月 ダイリツ興業株式会社(現株式会社 ダイリツ)営業管理部長就任 平成2年2月 同社取締役事業本部長就任 平成2年11月 株式会社パスキー取締役営業本 部長就任 平成13年11月 同社代表取締役就任 平成18年6月 同社取締役退任 平成18年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4.	10,000
計						268,000

(注)1. 取締役本間広則は、代表取締役浅井一の義兄です。

2. 監査役菅井朗及び森岡幸人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

3. 平成21年9月25日から平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時まで。

4. 平成19年10月25日から平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時まで。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「新しい価値と満足を提供し、新鮮で高質な情報を生活者に、ゆとりと感動のある生活を社員とともに」を企業理念とし、株主やクライアント企業をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値を継続して高めていくことを経営の最重要課題として位置付けております。企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、以下1)～4)の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の充実・徹底に努めております。

1) 社会に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施を重視いたします。

具体的には、次のように体制を整備するとともに、法令、取引所規則、及び他社のIR活動事例等を参考にした事前相談等に基づき対応いたします。

(情報開示の対象特定について)

#### 1. 発生事実・発見事実について

社内の「緊急連絡網」により、発生事実や発見事実が速やかに社長並びに他の取締役等に連絡される体制を整備しております。

#### 2. 決定事実について

「会社情報適時開示ガイドブック」等を参考にし、必要に応じて社外専門家に相談して、開示内容及び開示タイミングを決定いたします。

#### 3. 決算情報について

45日以内に開示するべく、予算管理規程に沿って常に予算執行の進捗動向を把握するとともに事前計画・調整を行い、実績と環境を意識した開示準備体制としております。また、早期開示対応を可能とするべく、監査法人等の監査日程調整を事前に行い、開示日までの日程を作成して開示準備の進捗を管理しております。

2) 変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ります。

具体的には、当社は取締役の早朝ミーティングにより、重要な事項の発生が認識された時点で、緊急対応の有無と担当取締役等を決定して、取締役間の情報共有を徹底しております。同時に、事柄の内容と性格に応じて、担当取締役からの初回報告の時機を設定し、必要に応じて社外専門家への相談等の実施を決定しております。

重要な事柄や経営の意思決定は取締役会にて決定します。緊急を要する場合には直ぐに臨時取締役会を開催して機関決定をいたします。決定事項に基づく業務執行の迅速性については、担当取締役以外の取締役が当該事項の業務執行について担当取締役の報告を求めることにより迅速性を確保しております。

また、当社は、取締役会の開催有無に係わらず、日常的に監査役と緊密に連絡をとっております。経営の意思決定を必要とする事項の発生が認識された時点で直ぐに、監査役にその内容と対処方針を報告して監査役の意見を求め、取締役による決定の参考にいたします。

3) 健全な企業倫理に基づくコンプライアンス体制を構築し、各ステークホルダーの信頼を得て、事業活動を展開いたします。

具体的には、当社の事業は、クライアント企業、情報を受け取る消費者、並びに従業員や地域など、社会的に大きな影響を与える可能性があるものであると認識しております。したがって当社のコンプライアンスは極めて重大であり重要であることの認識を社内で十分に徹底しております。当社の従業員は、常に倫理規程を基本とした行動規範に基づき行動するとともに、クライアント業界での広告規制等の習得や他社の広告事例の検討を実施しております。

社内コンプライアンス体制の強化として、内部通報制度を制定し運用しております。さらに、当社の事業活動に関連する法令並びに諸規則遵守の徹底及び法令違反が発生した場合の対応について、「法令違反防止および対策規程」を制定しております。同規程の実施により、法令遵守の社内責任体制を明確にした上で、法令違反の発生を未然に防止する体制を整備しております。また、万が一、法令違反が発生した場合には、直ぐに事実調査と関係官庁へ報告及び情報開示をおこなうとともに、速やかな再発防止対策の決定実行のための社内体制を整備しております。

4) 今後も企業の成長に応じて、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標といたします。

平成19年4月9日開催取締役会において会社法に基づき「内部統制の基本方針及び体制」を決議し、平成19年9月27日開催取締役会において、金融商品取引法等に基づき「内部統制の基本計画及び方針」を決議しております。その後も、毎年度初めまでに社外専門家の意見を参考にして、継続的にコーポレート・ガバナンス体制修正変更の必要性の有無について確認を実施しております。

コーポレート・ガバナンスに対する施策の実施状況

A) 会社の機関設計

1) 会社の機関の基本説明

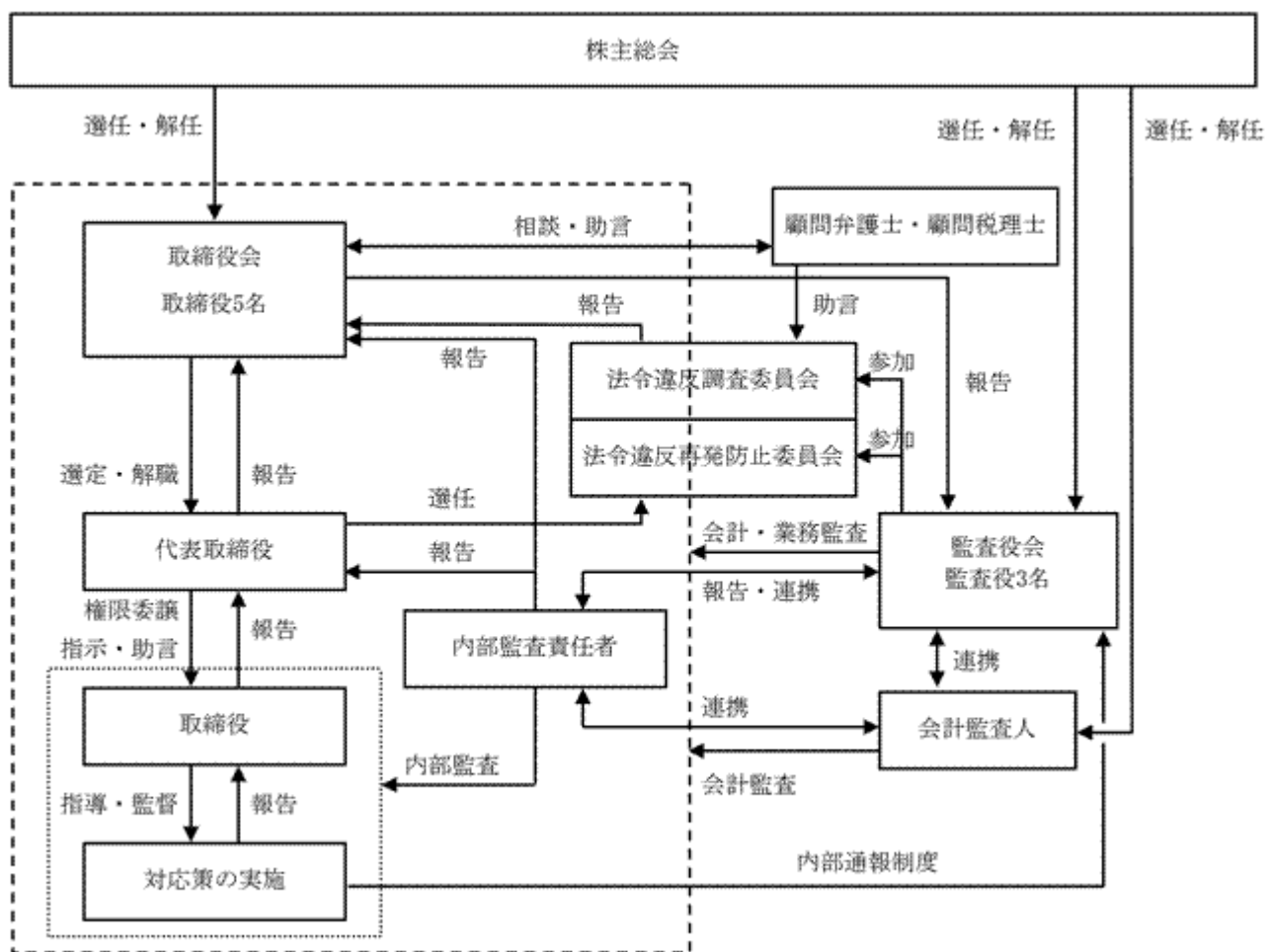
当社は監査役制度を採用しており、会社の機関は、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人であります。

2) コーポレート・ガバナンス体制の概要

会社の機関とコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は有価証券報告書提出日現在下記のとおりであります。

(当該体制を採用する理由)

当社は小規模組織であることの長所を十分に活かし、当社の状況の変化、環境の変化、並びに金融商品取引法の要請事項について迅速に対応するべく、社外監査役並びに社外専門家の意見を参考にして当該体制を決定しております。



### 3) 会社の機関及び機能について

#### 1. 取締役会

当社の取締役会は、当社の現状の規模並びに意思決定の迅速性を重要と考え、取締役5名で構成されており、原則月1回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社規程に定められた経営に関する重要事項を決議し、業務執行の進捗確認と報告及び各取締役の業務執行を監督しております。月次決算については、定例取締役会において予算と実績の比較検討を行い、迅速な経営判断に努めております。また、監査役の実務執行の取締役会出席により、取締役の職務執行を監視するとともに、社外監査役との意見交換を通じて、会社見解と社会情勢等との乖離が生じていないかの確認をしております。

#### 2. 監査役及び監査役会

当社は、監査役3名（うち1名は常勤監査役、うち2名は非常勤、社外監査役）で監査役会を構成し、監査役会で決定された監査役会規程に基づき策定された監査方針及び監査計画によって会計監査及び業務監査を実施しております。監査役は、取締役会及び重要な会議への出席、会社の会計帳簿及び会社財産の調査、並びに各部門の業務執行状況を調査して、不正行為または法令もしくは定款、規程に違反する事実の発生防止に努めております。また、監査役会は、会計監査人及び内部監査責任者との緊密な情報交換を実施して、適切な三様監査を実現するべく相互の連携を図っております。

常勤監査役は、当社の業務内容に精通するとともに財務・会計に関する豊富な実務経験を有する候補者を選任する方針であります。社外監査役は、会社経営全般の知見並びに財務・会計の知見が豊富な候補者を選任する方針であり、法令や社会情勢等との整合性を監視し助言をいただくことを基本的な考え方としております。

#### 3. 内部監査責任者

当社は、小規模組織に適した内部監査機能を確保するべく、内部監査の専任部門設置に代えて代表取締役が内部監査責任者2名を任命し、内部監査責任者が内部監査計画の策定及び内部監査の実施を行っております。内部監査責任者は、管理部を除く部門の監査は取締役管理部長が、管理部の監査は取締役営業部長が任命され、内部監査内容及び結果はすべて代表取締役並びに取締役会に報告しております。内部監査責任者は、不正行為を未然に防止するために、及び効率的な業務執行のために、被監査部門に対して改善事項の指摘と指導を行い、被監査部門は業務改善を実施しその状況を報告します。このように業務改善を通じて、遵法経営の確保及び効率的な業務執行による会社の業績向上に寄与することを目的として実効性の高い内部監査を実施しております。なお、会計監査人とは内部監査の状況並びにその結果に関する情報について相互に意見交換を行うなどの連携を図っております。

#### 4. 法令遵守責任者

当社は、法令遵守の重要性を十分に認識し、日常の業務遂行において法令違反の発生がないように万全を期しております。法令遵守の徹底についての責任者を設定し、日常業務の遂行において法令遵守について疑義が生じたときには社員は法令遵守責任者の指示に従うこととしております。法令遵守責任者は、常に関連法令の改訂や運用・解釈の情報を収集し精通するとともに、必要に応じて社外の専門機関や専門家の意見を入手して、法令遵守について誤った判断を防止することに努めております。

#### 5. 法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会

万が一、法令違反の事実が発生した場合には、直ぐに法令違反調査委員会により事実関係の調査を実行し取締役会に報告することとしております。また、法令違反調査委員会の調査報告をもとに、法令違反再発防止委員会により速やかに再発防止対策を検討し取締役会に報告し、取締役会が再発防止対策及び実施責任者を決定し実行いたします。法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会の委員には、監査役が参加することとしております。

#### 6. 会計監査人

当社は、監査法人ハイビスカスを会計監査人に選任して監査契約を締結しており、会計処理や決算内容について監査を受けております。

##### イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

監査法人ハイビスカス代表社員 堀 俊介

監査法人ハイビスカス代表社員 大塚 克幸

(注) 継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

##### ロ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

## B) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保することを目的として、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

### 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 倫理規程を制定実施して、取締役並びに従業員が法令及び定款を遵守することの徹底を図っております。
2. 監査役は、取締役並びに従業員の業務執行が法令及び定款に違反する事実または恐れがないかを監査しております。
3. 内部監査責任者は、取締役並びに従業員の法令及び定款遵守状況を監査し代表取締役並びに取締役会に報告するとともに、監査役と連携をとり、取締役並びに従業員の法令及び定款遵守について問題が発生することを未然に防止するべく努めております。
4. 当社は、法律事務所及び税務会計事務所と顧問契約を締結し、経営全般に亘って適宜相談し、助言等を受けております。
5. 当社は、内部通報制度を設け、従業員が、業務執行に関して法令及び定款等に違反する事実または恐れがあると認識した場合には、直接に監査役に対してその旨を通報できる体制を整備しております。
6. 当社は、社内法令遵守責任者を設定して法令遵守の徹底を強化し、法令違反の発生を未然に防止する体制を整備しております。万が一、法令違反が発生した場合には、法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会により、事実関係の調査及び再発防止対策を検討して取締役会に報告し、適切な情報開示及び再発防止対策を決定し実行する体制を整備しております。

### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる環境を整備しております。

### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、小規模である機動性を強みとして活かすべく、毎日早朝に原則取締役5名によるミーティングを実施しております。この早朝ミーティングでは、主に日々の業務執行の進捗並びに問題点とその対策を協議しており、取締役全員の情報の共有を通じて、潜在的なリスクの発見とその顕在化の未然防止、及び顕在化したリスクへの迅速な対処を最重要目的としております。新たに発見された、または、新たに発生したリスクについては、速やかに担当取締役を定め、当該リスクへの対処の状況について随時進捗を確認しております。
2. 緊急事態が発生した場合に備え、社内の連絡体制と電話番号に加えて、社外の広告媒体各社及び外注先の緊急連絡先を含めた緊急時連絡網を整備して、緊急時の連絡を迅速に、かつ漏れなく実施する体制を整備しております。

### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

組織規程、職務権限規程、稟議決裁規程及び取締役会規程等に基づき、取締役の職務を執行するとともに、以下の方針により取締役の職務執行の効率化を図っております。

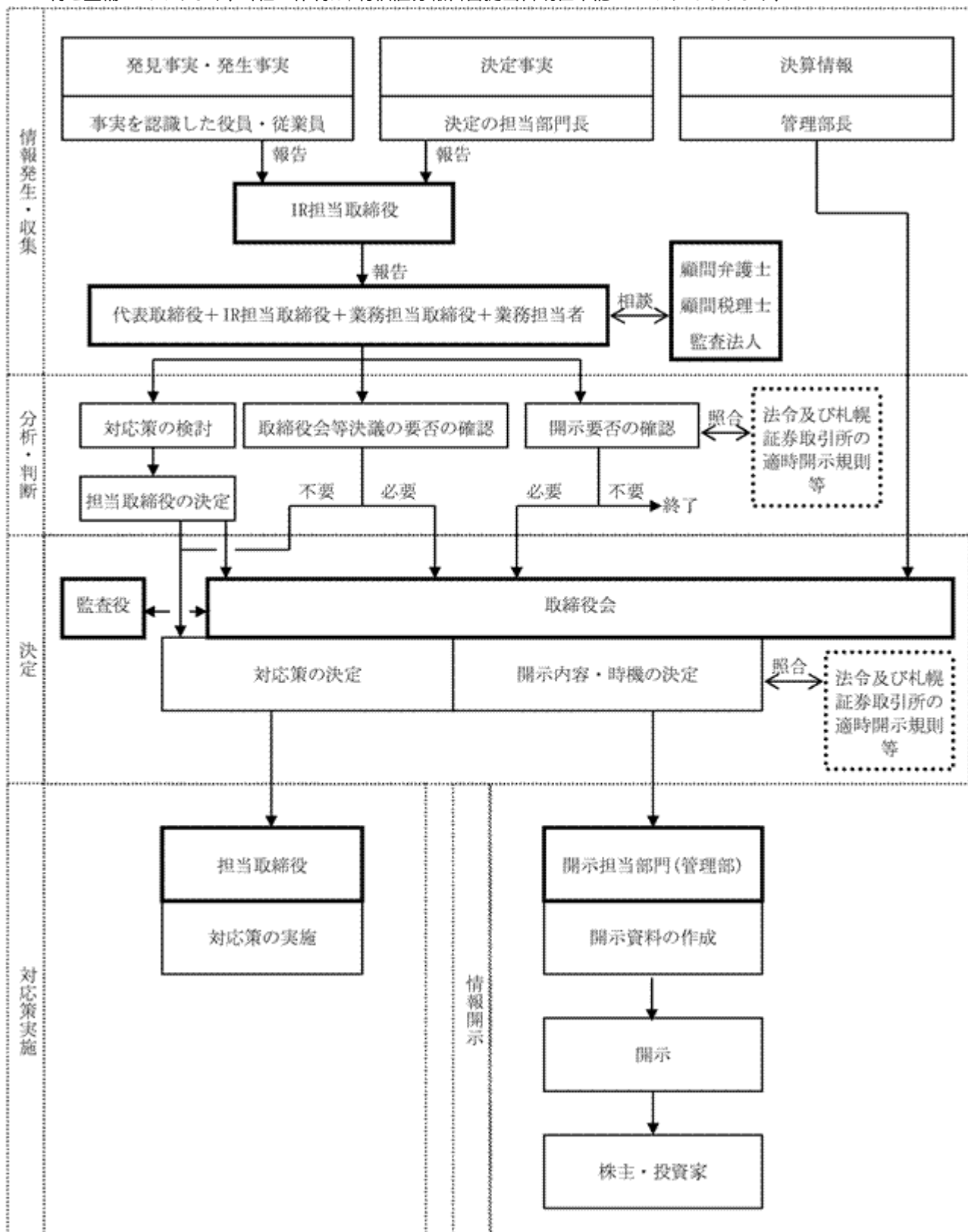
1. 職務権限委譲と職務権限・決裁基準の策定
2. 取締役会による中期経営計画、年度経営計画の策定と、予算管理規程に基づく年度、半期、四半期及び月次予算の予算設定と実績管理の実施
3. 取締役会による毎月度月次予算実績分析検討の実施
4. 取締役早朝ミーティング等による取締役間における情報共有の徹底により、迅速かつ適格な問題点の有無の確認、並びに対策の検討と実施
5. 内部監査の実施を通じて、取締役の職務執行が法令及び定款等、各規程、並びに経営計画に準拠して効率的に行われているかについての確認

5) 監査役の監査に関する体制

1. 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定の状況を把握するとともに必要に応じて意見を述べております。また、全体会議など重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握しております。
2. 監査役は定期的に、また必要に応じて代表取締役と会合をもち意見交換を実施しております。
3. 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と緊密な連携を保ち、必要に応じて会計監査人監査並びに内部監査の状況について報告を求めています。
4. 監査役は、取締役及び使用人に対して職務執行を調査し、また会社財産を調査する権限を有しており、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができます。
5. 取締役及び使用人は、会社の財産、経営等に著しい影響を及ぼす可能性がある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告をすることとしております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役がその使用人を選定して監査役の職務を補助することとし、当該使用人はその任を解かれるまでの間において、取締役から独立し監査役の指示に従うこととする体制としております。

緊急事態対応及び情報適時開示の体制

当社は迅速な経営判断とともに情報適時開示の重要性を認識し、積極的に情報開示に努めるとの方針のもとに、当社の業績に影響を与える、あるいは与える可能性のある事項についての、緊急事態対応及び情報適時開示に関する体制を整備しております。当社の体制は、有価証券報告書提出日現在下記のとおりであります。





役員報酬の内容及び決定方針

1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	48,927	45,550	3,377	5
監査役(社外監査役を除く)	1,920	1,920		1
社外役員				2

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与に重要なものは該当がないことから、上記の記載金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与額を含んでおりません。  
2. 上記報酬以外のストックオプション等の支給は行っておりません。  
3. 平成19年6月27日開催の取締役会において、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度がないこと、並びに別途決議するまでは同制度を設定する予定がないことを確認しております。

2) 役員ごとの報酬等の総額

総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

1. 役員の報酬限度額は、平成18年9月21日開催の第32回定時株主総会において、取締役は年額120,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と、監査役は年額20,000千円以内と、それぞれ決議しております。
2. 各取締役の報酬額は取締役会の決議により、各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定しております。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社では社外取締役の選任を行っておりません。当社は常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名、計3名で監査役会を構成しております。取締役による相互の業務執行監視については、取締役会等により日常的に各取締役が活発に意見交換を行っており、当社の事業規模および業務内容から5名の取締役によって十分に機能しているものと認識しております。

社外監査役2名と当社とは、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。なお、有価証券報告書提出日現在下記に記載のとおり資本関係があります。また、社外監査役が所有している会社との取引については、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等(1) 財務諸表 関連当事者情報」を参照してください。

非常勤 社外監査役 菅井 朗 (資本関係はありません。)

非常勤 社外監査役 森岡 幸人 (普通株式10,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.92%)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する社外監査役の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、有価証券報告書提出日現在、社外監査役との間で責任限定契約を締結していません。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。当該責任免除が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における取締役選任決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨定款に定めております。これは、剰余金の配当（中間配当）を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額（千円）
3	2,454

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式

銘柄名	所有株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）	保有目的
キャリアバンク(株)	56	1,764	当社事業の発展のため、協力関係を維持・強化することを目的として、保有しています。

3) 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度			
	貸借対照表計上額の合計額（千円）	受取配当金の合計額（千円）	売却損益の合計額（千円）	評価損益の合計額（千円）
非上場株式				
非上場株式以外の株式	1,961	21		238
計	1,961	21		238

（注）適用初年度であることから、前事業年度は記載していません。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
6,600,000	-	6,600,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の規模並びに業務内容の特性に基づき、監査日数を勘案して会計監査人と協議のうえ決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）及び当事業年度（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握するため、会計監査人との連携に加え、開示支援専門の会社等からの情報提供や各種セミナーへの参加、その他各種専門書等により会計基準の内容を十分に把握しております。

1【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年6月30日)	当事業年度 (平成22年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 355,290	1 273,309
受取手形	1,717	14,501
売掛金	149,928	187,050
制作支出金	2 2,884	2 4,492
貯蔵品	491	1,023
前渡金	3,546	-
前払費用	9,993	10,555
繰延税金資産	2,181	6,395
その他	5,003	2,896
貸倒引当金	1,440	5,400
流動資産合計	529,597	494,824
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,850	12,150
減価償却累計額	2,253	3,860
建物(純額)	9,596	8,290
車両運搬具	686	686
減価償却累計額	594	623
車両運搬具(純額)	92	63
工具、器具及び備品	18,047	19,288
減価償却累計額	8,196	11,193
工具、器具及び備品(純額)	9,850	8,094
リース資産	4,070	4,070
減価償却累計額	189	1,324
リース資産(純額)	3,880	2,745
有形固定資産合計	23,421	19,193
無形固定資産		
ソフトウェア	3,891	5,342
電話加入権	821	821
無形固定資産合計	4,712	6,164
投資その他の資産		
投資有価証券	3,921	4,415
長期貸付金	-	100,000
破産更生債権等	4,052	8,328
保険積立金	7,091	7,414
差入保証金	1 12,744	1 16,507
会員権	373	362
長期前払費用	-	105
繰延税金資産	588	2,398
貸倒引当金	4,245	8,400
投資その他の資産合計	24,525	131,131
固定資産合計	52,659	156,488
資産合計	582,256	651,313

	前事業年度 (平成21年6月30日)	当事業年度 (平成22年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	101,262	117,867
買掛金	76,489	93,543
リース債務	1,179	2,828
未払金	6,226	21,317
未払費用	3,040	3,408
未払法人税等	8,345	12,975
未払消費税等	2,332	5,073
前受金	-	224
預り金	4,074	6,310
その他	231	302
流動負債合計	203,182	263,851
固定負債		
リース債務	2,828	-
固定負債合計	2,828	-
負債合計	206,010	263,851
純資産の部		
株主資本		
資本金	135,500	135,500
資本剰余金		
資本準備金	45,500	45,500
資本剰余金合計	45,500	45,500
利益剰余金		
利益準備金	22,500	22,500
その他利益剰余金		
別途積立金	128,000	148,000
繰越利益剰余金	45,379	36,849
利益剰余金合計	195,879	207,349
株主資本合計	376,879	388,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	633	887
評価・換算差額等合計	633	887
純資産合計	376,245	387,462
負債純資産合計	582,256	651,313

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)	当事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)
売上高	1,519,380	1,583,289
売上原価	1,233,402	1,244,454
売上総利益	285,978	338,835
販売費及び一般管理費	244,841	301,818
営業利益	41,137	37,017
営業外収益		
受取利息	982	2,387
受取配当金	72	118
受取手数料	6	8
保険解約返戻金	10,816	-
助成金収入	-	1,000
株式割当益	-	443
その他	1,323	15
営業外収益合計	13,202	3,972
営業外費用		
支払利息	36	177
固定資産除却損	177	-
貸倒引当金繰入額	-	97
その他	39	-
営業外費用合計	253	274
経常利益	54,086	40,714
特別損失		
投資有価証券売却損	40	-
投資有価証券評価損	93	-
会員権評価損	393	-
特別損失合計	527	-
税引前当期純利益	53,558	40,714
法人税、住民税及び事業税	24,755	24,696
法人税等調整額	805	5,851
法人税等合計	23,949	18,844
当期純利益	29,609	21,870

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)		当事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
当期取扱仕入高		712,304	57.8	632,012	50.8
制作原価					
1. 外注費		457,205		541,343	
2. 労務費		53,983		60,658	
3. その他		9,908		10,439	
制作原価計		521,097	42.2	612,441	49.2
当期売上原価		1,233,402	100.0	1,244,454	100.0



## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)	当事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	135,500	135,500
当期末残高	135,500	135,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	45,500	45,500
当期末残高	45,500	45,500
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	22,500	22,500
当期末残高	22,500	22,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	105,000	128,000
当期変動額		
別途積立金の積立	23,000	20,000
当期変動額合計	23,000	20,000
当期末残高	128,000	148,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	51,770	45,379
当期変動額		
別途積立金の積立	23,000	20,000
剰余金の配当	13,000	10,400
当期純利益	29,609	21,870
当期変動額合計	6,390	8,529
当期末残高	45,379	36,849
利益剰余金合計		
前期末残高	179,270	195,879
当期変動額		
剰余金の配当	13,000	10,400
当期純利益	29,609	21,870
当期変動額合計	16,609	11,470
当期末残高	195,879	207,349
株主資本合計		
前期末残高	360,270	376,879
当期変動額		
剰余金の配当	13,000	10,400
当期純利益	29,609	21,870
当期変動額合計	16,609	11,470
当期末残高	376,879	388,349

	前事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)	当事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	972	633
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,606	253
<b>当期変動額合計</b>	1,606	253
<b>当期末残高</b>	633	887
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	972	633
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,606	253
<b>当期変動額合計</b>	1,606	253
<b>当期末残高</b>	633	887
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	361,243	376,245
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	13,000	10,400
当期純利益	29,609	21,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,606	253
<b>当期変動額合計</b>	15,002	11,216
<b>当期末残高</b>	376,245	387,462

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)	当事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	53,558	40,714
減価償却費	7,804	7,581
貸倒引当金の増減額（は減少）	3,564	11,947
受取利息及び受取配当金	1,055	2,505
固定資産除却損	177	-
支払利息	36	177
株式割当益	-	420
会員権評価損	200	-
売上債権の増減額（は増加）	44,411	58,015
たな卸資産の増減額（は増加）	2,087	2,140
未払消費税等の増減額（は減少）	781	2,740
仕入債務の増減額（は減少）	62,270	37,205
未払賞与の増減額（は減少）	-	7,150
その他	5,583	13,157
小計	37,974	57,593
利息及び配当金の受取額	1,238	1,045
利息の支払額	36	177
法人税等の支払額	34,080	19,969
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,096	38,492
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	129,500	14,000
定期預金の払戻による収入	142,000	124,000
有形固定資産の取得による支出	321	1,540
無形固定資産の取得による支出	2,933	3,265
敷金及び保証金の差入による支出	-	3,731
敷金及び保証金の回収による収入	3,672	383
投資有価証券の取得による支出	2,952	500
貸付けによる支出	-	100,000
その他	23	311
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,942	1,035
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	154	-
リース債務の返済による支出	191	1,179
配当金の支払額	12,768	10,329
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,113	11,509
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,924	28,018
現金及び現金同等物の期首残高	100,365	102,290
現金及び現金同等物の期末残高	102,290	130,309

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)	当事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	個別法による原価法を採用しております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 ただし、これらの資産のうち平成19年3月31日以前に取得したものは改正前の法人税法に基づく方法、平成19年4月1日以降に取得したものは改正後の法人税法に基づく方法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物(内装・造作工事) 10~15年 工具、器具及び備品 4~6年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用見込可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額、それ以外のもは零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3)リース資産 同左</p>
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)	当事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)
5. 収益の計上基準	(1) 媒体広告売上 雑誌・新聞については広告掲載日、テレビ・ラジオについては、放送日によっております。 (2) 販促物納入売上 販促物の納入日によっております。	(1) 媒体広告売上 同左 (2) 販促物納入売上 同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)	当事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これにより、営業利益は26千円増加、経常利益並びに税引前当期純利益は、それぞれ8千円減少しております。 なお、リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。	-

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年6月30日)	当事業年度 (平成22年6月30日)												
<p>1. 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れております。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>15,200千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>1,461千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,661千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	15,200千円	差入保証金	1,461千円	計	16,661千円	<p>1. 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れております。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>15,200千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>4,461千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,661千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	15,200千円	差入保証金	4,461千円	計	19,661千円
現金及び預金	15,200千円												
差入保証金	1,461千円												
計	16,661千円												
現金及び預金	15,200千円												
差入保証金	4,461千円												
計	19,661千円												
<p>2. 制作支出金</p> <p>広告物の制作等は工程毎にそれぞれの外注先を使用しております。よって制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。</p>	<p>2. 制作支出金</p> <p>同左</p>												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)	当事業年度 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)																														
<p>販売費に属する費用のおおよその割合は52%、一般管理費に属するおおよその割合は48%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>47,700千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>78,262千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>13,523千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>6,412千円</td> </tr> <tr> <td>支払賃借料</td> <td>22,694千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td>14,620千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>4,313千円</td> </tr> </table>	役員報酬	47,700千円	給与手当	78,262千円	法定福利費	13,523千円	減価償却費	6,412千円	支払賃借料	22,694千円	顧問料	14,620千円	貸倒引当金繰入額	4,313千円	<p>販売費に属する費用のおおよその割合は58%、一般管理費に属するおおよその割合は42%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>47,470千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td>3,377千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>99,172千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>17,395千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>6,796千円</td> </tr> <tr> <td>支払賃借料</td> <td>22,537千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td>20,690千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>11,644千円</td> </tr> </table>	役員報酬	47,470千円	役員賞与	3,377千円	給与手当	99,172千円	法定福利費	17,395千円	減価償却費	6,796千円	支払賃借料	22,537千円	顧問料	20,690千円	貸倒引当金繰入額	11,644千円
役員報酬	47,700千円																														
給与手当	78,262千円																														
法定福利費	13,523千円																														
減価償却費	6,412千円																														
支払賃借料	22,694千円																														
顧問料	14,620千円																														
貸倒引当金繰入額	4,313千円																														
役員報酬	47,470千円																														
役員賞与	3,377千円																														
給与手当	99,172千円																														
法定福利費	17,395千円																														
減価償却費	6,796千円																														
支払賃借料	22,537千円																														
顧問料	20,690千円																														
貸倒引当金繰入額	11,644千円																														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	520,000	-	-	520,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年9月26日 定時株主総会	普通株式	13,000	25	平成20年 6月30日	平成20年 9月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年9月25日 定時株主総会	普通株式	10,400	利益剰余金	20	平成21年 6月30日	平成21年 9月28日

当事業年度(自平成21年7月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	520,000	-	-	520,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年9月25日 定時株主総会	普通株式	10,400	20	平成21年 6月30日	平成21年 9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年9月28日 定時株主総会	普通株式	10,400	利益剰余金	20	平成22年 6月30日	平成22年 9月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)	当事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 355,290	現金及び預金勘定 273,309
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 253,000	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 143,000
現金及び現金同等物 <u>102,290</u>	現金及び現金同等物 <u>130,309</u>



(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)				当事業年度 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)			
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 車両運搬具であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>				<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 車両運搬具であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	2,850	997	1,852	工具、器具及び備品	2,850	1,567	1,282
合計	2,850	997	1,852	合計	2,850	1,567	1,282
<p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 564千円 1年超 1,347千円 合計 1,911千円</p>				<p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 585千円 1年超 762千円 合計 1,347千円</p>			
<p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 625千円 減価償却費相当額 570千円 支払利息相当額 81千円</p>				<p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 625千円 減価償却費相当額 570千円 支払利息相当額 61千円</p>			
<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>			
<p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>				<p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>			
<p>(6) 減損損失について リース資産に配分された減損損失はありません。</p>				<p>(6) 減損損失について リース資産に配分された減損損失はありません。</p>			

(金融商品関係)

当事業年度(自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及び長期貸付金に限定して行っており、運転資金については自己資金によっており金融機関からの調達はしておりません。金利変動リスク、為替変動リスク、並びに資金調達に関わる流動性リスクは該当がありません。

受取手形並びに売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に則してリスク低減を図っております。投資有価証券はすべて株式であり市場価格の変動リスクがありますが、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。長期貸付金の貸倒懸念リスクについては、担保設定等により十分な保全を行っております。支払手形並びに買掛金はすべて1年以内の支払期日です。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年6月30日(当事業年度末)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は含めておりません(注)2参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	273,309	273,309	-
(2) 受取手形	14,501	14,501	-
(3) 売掛金	187,050	187,050	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,725	3,725	-
(5) 長期貸付金	100,000	100,000	-
(6) 支払手形	117,867	117,867	-
(7) 買掛金	93,543	93,543	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご覧ください。

(5) 長期貸付金

同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した時価が、帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価としております。

(6) 支払手形、及び(7) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	690

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	273,309	-	-	-
受取手形	14,501	-	-	-
売掛金	187,050	-	-	-
長期貸付金	-	100,000	-	-
合計	474,860	100,000	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年6月30日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,080	1,108	28
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,080	1,108	28
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,714	2,623	1,091
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,714	2,623	1,091
合計		4,794	3,731	1,063

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
0	-	40

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	190

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

当事業年度（平成22年6月30日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	826	762	64
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	826	762	64
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,899	4,452	1,553
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,899	4,452	1,553
	合計	3,725	5,214	1,489

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 690千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年7月1日 至平成22年6月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)及び当事業年度(自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)ともに、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は特定退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務は、特定退職金共済制度が確定拠出であるため、残高はありません。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)	当事業年度 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)
特定退職金共済掛金 (千円)	1,495	1,702

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社監査役 1名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 17,700株	普通株式 9,000株	普通株式 15,000株
付与日	平成18年11月30日	平成18年11月30日	平成18年11月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 (新株予約権の行使の条件) 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。 (1)本新株予約権を行使する以前に当会社または当会社グループ(将来の当会社グループを含む)の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実該当した時 (2)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実該当した時 (3)新株予約権者が、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をした場合・・・当該事実該当した時 (4)前3号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社が決定できるものとする。	同左	権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 (新株予約権の行使の条件) 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。 (1)本新株予約権を行使する以前に当会社または当会社グループ(将来の当会社グループを含む)の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実該当した時 (2)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実該当した時 (3)前2号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社が決定できるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成20年11月16日から平成23年6月30日まで	同左	平成18年12月1日から平成25年6月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（自平成20年7月1日 至平成21年6月30日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	15,200	9,000	-
付与	-	-	-
失効	500	-	-
権利確定	14,700	9,000	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	-	15,000
権利確定	14,700	9,000	-
権利行使	-	-	-
失効	1,500	-	-
未行使残	13,200	9,000	15,000

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	500	500	500
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一株当たりの株価が権利行使価格を下回っているため、該当事項はありません。

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。



当事業年度（自平成21年7月1日 至平成22年6月30日）

1．ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社監査役 1名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 17,700株	普通株式 9,000株	普通株式 15,000株
付与日	平成18年11月30日	平成18年11月30日	平成18年11月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 （新株予約権の行使の条件） 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。 (1)本新株予約権を行使する以前に当会社または当会社グループ（将来の当会社グループを含む）の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実該当した時 (2)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実該当した時 (3)新株予約権者が、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をした場合・・・当該事実該当した時 (4)前3号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当会社が決定できるものとする。	同左	権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 （新株予約権の行使の条件） 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。 (1)本新株予約権を行使する以前に当会社または当会社グループ（将来の当会社グループを含む）の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実該当した時 (2)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実該当した時 (3)前2号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当会社が決定できるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成20年11月16日から平成23年6月30日まで	同左	平成18年12月1日から平成25年6月30日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（自平成21年7月1日 至平成22年6月30日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前事業年度末	13,200	9,000	15,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	13,200	9,000	15,000

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	500	500	500
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一株当たりの株価が権利行使価格を下回っているため、該当事項はありません。

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年6月30日)	当事業年度 (平成22年6月30日)																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">1,369</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">811</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,181</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(固定)</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">429</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">159</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">588</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(固定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	貸倒引当金繰入額否認	1,369	未払事業税否認	811	繰延税金資産計	2,181	繰延税金資産(固定)		その他有価証券評価差額金	429	その他	159	繰延税金資産計	588	繰延税金負債(固定)			-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">1,985</td> </tr> <tr> <td>未払賞与否認</td> <td style="text-align: right;">2,888</td> </tr> <tr> <td>未払賞与法定福利費否認</td> <td style="text-align: right;">405</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">1,114</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,395</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(固定)</td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">1,638</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">601</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">159</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,398</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(固定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	貸倒引当金繰入額否認	1,985	未払賞与否認	2,888	未払賞与法定福利費否認	405	未払事業税否認	1,114	繰延税金資産計	6,395	繰延税金資産(固定)		貸倒引当金繰入額否認	1,638	その他有価証券評価差額金	601	その他	159	繰延税金資産計	2,398	繰延税金負債(固定)			-
繰延税金資産(流動)	(千円)																																														
貸倒引当金繰入額否認	1,369																																														
未払事業税否認	811																																														
繰延税金資産計	2,181																																														
繰延税金資産(固定)																																															
その他有価証券評価差額金	429																																														
その他	159																																														
繰延税金資産計	588																																														
繰延税金負債(固定)																																															
	-																																														
繰延税金資産(流動)	(千円)																																														
貸倒引当金繰入額否認	1,985																																														
未払賞与否認	2,888																																														
未払賞与法定福利費否認	405																																														
未払事業税否認	1,114																																														
繰延税金資産計	6,395																																														
繰延税金資産(固定)																																															
貸倒引当金繰入額否認	1,638																																														
その他有価証券評価差額金	601																																														
その他	159																																														
繰延税金資産計	2,398																																														
繰延税金負債(固定)																																															
	-																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	住民税均等割	1.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.7%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.8%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">2.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46.3%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8%	住民税均等割	2.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.3%																										
法定実効税率	40.4%																																														
(調整)																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%																																														
住民税均等割	1.5%																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.7%																																														
法定実効税率	40.4%																																														
(調整)																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8%																																														
住民税均等割	2.1%																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.3%																																														

(持分法損益等)

前事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)

持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)

持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成20年7月1日 至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当事業年度（自平成21年7月1日 至平成22年6月30日）

関連当事者との取引

役員及びその近親者

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社マービシャス(注1)	札幌市東区	500	債権の買取、管理、売却	なし	事業資金の貸付	事業資金の貸付(注2)	100,000	長期貸付金	100,000
						役員の兼任	利息の受取(注2)	1,643	その他の流動資産	1,643

上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1．当社役員森岡幸人が議決権の100%を間接保有しております。

(注)2．株式会社マービシャスに対する事業資金の貸付であります。貸借期間3年間、1年間据置き後元利均等2年月賦返済とし、同社が他の第三者から事業資金を調達する場合の標準的条件に準じて貸付条件を決定しております。なお、当該貸付について、同社事業資産に対し当社の質権が設定されております。

( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)	当事業年度 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 723.55円	1株当たり純資産額 745.12円
1株当たり当期純利益金額 56.94円	1株当たり当期純利益金額 42.06円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載 していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載 していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)	当事業年度 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	29,609	21,870
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	29,609	21,870
期中平均株式数(株)	520,000	520,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	-	-
(うち新株予約権)	(-)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権3種類 第1回・第2回新株予約権 新株予約権の数 22,200個 権利行使期間 平成20年11月16日 から平成23年6月30日まで 第3回新株予約権 新株予約権の数 15,000個 権利行使期間 平成18年12月1日 から平成25年6月30日まで	新株予約権3種類 第1回・第2回新株予約権 新株予約権の数 22,200個 権利行使期間 平成20年11月16日 から平成23年6月30日まで 第3回新株予約権 新株予約権の数 15,000個 権利行使期間 平成18年12月1日 から平成25年6月30日まで

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)  
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,850	300	-	12,150	3,860	1,606	8,290
車両運搬具	686	-	-	686	623	29	63
工具、器具及び備品	18,047	1,240	-	19,288	11,193	2,997	8,094
リース資産	4,070	-	-	4,070	1,324	1,135	2,745
有形固定資産計	34,654	1,540	-	36,195	17,002	5,768	19,193
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	9,931	4,588	1,813	5,342
電話加入権	-	-	-	821	-	-	821
無形固定資産計	-	-	-	10,752	4,588	1,813	6,164
長期前払費用	-	105	-	105	-	-	105

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	コンピュータ	1,240
-----------	--------	-------

2. 無形固定資産の当期末残高が資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,179	2,828	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,828	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
計	4,008	2,828	-	-

(注)リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,685	13,606	3,627	1,864	13,800

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替による戻入額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	383
預金	
当座預金	3,038
普通預金	126,887
定期預金	143,000
小計	272,925
合計	273,309

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)札幌社	7,631
(株)フィッシュランド	3,378
伊藤組土建(株)	2,100
(株)NIPPO	955
大信工業(株)	252
板谷土建(株)	183
合計	14,501

期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成22年8月	8,707
9月	2,414
10月	3,378
合計	14,501



八．売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
(株)カネマツ	66,021
(株)パーラー太陽	22,637
(株)北晃	19,770
北海道セキスイファミエス(株)	13,440
三井不動産販売札幌(株)	9,830
その他	55,351
合計	187,050

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	破産更生債権 等への振替額 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	-	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
149,928	1,662,451	1,619,928	5,399	187,050	89.4	37.0

（注）消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

二．制作支出金

品目	金額（千円）
新聞広告掲載（注）	1,020
折込広告印刷物	595
販促物（注）	572
その他	2,304
合計	4,492

（注）官公庁向けの一括完了検査方式による売上計上のため、例外的に完了検査前の売上原価を制作支出金に計上しております。

固定資産  
長期貸付金  
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
(株)マービシャス	100,000
合計	100,000

流動負債  
イ．支払手形  
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
東洋紙業(株)	43,037
(株)龍文堂	13,825
エムケー精工(株)	13,608
(有)建創	7,893
(株)文展美術印刷	7,826
その他	31,675
合計	117,867

期日別内訳

期日別	金額（千円）
平成22年7月	28,372
8月	20,521
9月	29,846
10月	26,695
11月	12,431
合計	117,867

ロ．買掛金

相手先	金額（千円）
ジャパンプリント(株)	12,154
(株)道新サービスセンター	8,940
東洋紙業(株)	8,598
(株)北海道新聞社	5,856
(株)ミッド北海道	4,774
その他	53,218
合計	93,543

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第2四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第3四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	第4四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日
売上高(千円)	349,662	353,741	398,032	481,852
税引前四半期純利益 金額(千円)	4,349	703	15,814	21,254
四半期純利益金額又 は四半期純損失金額 ( )(千円)	2,054	1,043	9,007	11,852
1株当たり四半期純 利益金額又は1株当 たり四半期純損失 金額( )(円)	3.95	2.01	17.32	22.79

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載いたします。ホームページのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.ppi.jp">http://www.ppi.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第35期（自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）平成21年9月28日北海道財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年9月28日北海道財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第36期第1四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月6日北海道財務局長に提出。

第36期第2四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月5日北海道財務局長に提出。

第36期第3四半期（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）平成22年5月10日北海道財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 9月25日

株式会社インサイト  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 堀 俊介 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚 克幸 印  
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイトの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイトの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インサイトの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社インサイトが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 9月28日

株式会社インサイト  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 堀 俊介 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚 克幸 印  
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイトの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイトの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インサイトの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社インサイトが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。